

業務指示書

アジア・中南米地域の水銀対策にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年3月2日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年3月7日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水銀対策に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/水銀汚染対策1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水銀汚染対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アジア地域/中南米地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水銀モニタリング技術1】

- 1) 類似業務の経験：水銀モニタリングに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アジア地域/中南米地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年3月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
(○) 本業務における直接人件費単価は2016年度単価を上限とします。

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 118.74 円 , EUR1 = 129.55 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/水銀汚染対策1

水銀モニタリング技術1

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.64 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年3月22日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
アジア・中南米地域の水銀対策にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/水銀汚染対策1	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：水銀モニタリング技術1	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

水銀は自然発生を含め様々な排出源から環境に排出されているが、①強い毒性及び非分解性を有している、②特に発達途上の胎児、新生児等の神経系に有害、③食物連鎖により野生生物へも影響といった特徴を有している有害物質で、近年、途上国を中心に人為的排出により大気・水中の水銀濃度や堆積速度が高まっており、全世界的な取り組みによる排出削減が必要となっている。

国際的な水銀管理・対策を推進するため国連環境計画（UNEP）は2001年に地球規模の水銀汚染に係る活動を開始し、2002年には人への影響や汚染実態をまとめた報告書「Global Mercury Assessment」を公表した。その後、2009年に開催された第25回 UNEP 管理理事会において、①水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書（条約）の制定、②同文書（条約）制定のための政府間交渉委員会（INC）の設置、③2010年から同文書（条約）に係る交渉を開始し2013年までにとりまとめを目指すこと、が合意され、2013年10月熊本県（熊本市及び水俣市）において開催された「水銀に関する水俣条約の外交会議及びその準備会合」において同条約が採択され、92か国（含むEU）が条約への署名を行った。また、同外交会議において、日本政府は条約の早期発効に向けた途上国支援（排出実態の把握、法規制の整備、水銀測定・管理に係る人材育成等に対する資金面・技術面での支援）と、水銀対策技術や環境再生の取組に関する水俣から世界への情報発信等を柱とする「MOYAI イニシアティブ」を表明した。また、同イニシアティブの一環として環境省を中心として「MINAS (MOYAI Initiative for Networking, Assessment and Strengthening) プログラム」を実施している。

同条約の採択及び「MOYAI イニシアティブ」の表明を踏まえて、JICA は中南米地域において水銀対策に係る技術協力を実施するとともに、2014年度から課題別研修「水銀に関する水俣条約批准に向けた能力強化」を開始し、途上国における水銀対策の能力強化に対する協力を行っている。

日本政府は「MOYAI イニシアティブ」及び「MINAS プログラム」において特にアジア太平洋地域を含む水銀モニタリングネットワークの構築を重視しており、米国政府及び地球環境ファシリティ（Global Environmental Facility: GEF）との連携により、同モニタリングネットワークの構築支援を含む国際的な水銀対策の支援を検討している。JICA は日本政府の同取組における具体的な協力として、途上国において水銀対策を検討・実施に当たって最も基礎的かつ重要な要素の1つである「モニタリング」の能力強化を目的として、2017年度より水銀のサンプリング・分析手法、品質管理手法等の技術移転に係る課題別研修「多媒体水銀モニタリング能力向上（案）」の実施を検討している。

上記をもとに、対象国（日本・米国両政府及び GEF との連携による支援対象想定国：インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、JICA による水銀対策関連の協力を実施中

もしくは直近までの実施国：マレーシア、ブラジル、ニカラグア、ウルグアイ）における水銀対策等の情報を収集し、課題別研修「多媒体水銀モニタリング能力向上（案）」の研修計画・内容（案）を中心とした協力案の検討及び、課題別研修「多媒体水銀モニタリング能力向上（案）」及び実施中の「水銀に関する水俣条約批准に向けた能力強化」等への応募勧奨並びに対象国における水銀対策等に係る意識啓発を行う情報収集・確認調査を実施する。

2. 業務の目的

本業務は、対象国（アジア地域：インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、マレーシア 中南米地域：ブラジル、ウルグアイ、ニカラグア）における水銀汚染状況及び水銀対策の現状・課題に係る情報収集・整理を行い、課題別研修「多媒体水銀モニタリング能力向上（案）」の研修計画・内容（案）を中心とした協力案の検討及び同課題別研修（案）等への応募勧奨並びに対象国における水銀対策等に係る意識啓発を行うことを目的とする。

3. 業務対象地域

アジア地域（インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、マレーシア）及び中南米地域（ブラジル、ウルグアイ、ニカラグア）

4. 相手国実施機関

対象国における水銀対策に係る監督官庁、水銀汚染地域を有する地方自治体

5. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 業務実施上の留意事項

(1) 課題別研修「多媒体水銀モニタリング能力向上（案）」

本課題別研修（案）は、下記研修概要案を元に、2016年度の要望調査により研修実施の可否及び参加希望国を決定した上で、2017年度からの実施を予定している。本調査で

は、水銀汚染及び水銀汚染対策の現状・課題に係る国内・現地調査で収集した情報を元に、研修概要案（参考資料として配布予定）の修正・追加を行う。合わせて、研修概要案をより詳細化した研修カリキュラム案を作成するとともに、「研修実施体制案」として本研修全体の管理を行う「研修委託機関」及びカリキュラム案で提案された各講義・実習・視察を担当する「研修実施機関（組織または個人）」の候補を複数提示すること（研修委託機関及び各研修実施機関へのコンタクト及び内諾取り付けは不要）。

なお、実施中の課題別研修「水銀に関する水俣条約批准に向けた能力強化」に係る研修概要の修正・追加等は不要。

（２）課題別研修実施に係る現地の関係機関への十分な説明と情報共有

2017 年度の実施に向けて課題別研修「水銀に関する水俣条約批准に向けた能力強化」及び「多媒体水銀モニタリング能力向上（案）」の２つの課題別研修の要望調査が行われる予定（2016 年 7～8 月に実施予定）であり、同要望調査において先方政府から十分な数の要請が行われるように、水銀対策の担当省庁だけでなく国際協力窓口機関等の課題別研修要望調査担当機関に対しても両研修の意義を十分に説明すること。

（３）現地調査実施体制及び調査工程について

本調査の現地調査の対象地域はアジア地域と中南米地域に分かれるため「第 3 業務実施上の条件「2. 業務量の目途と業務従事者の構成」の「（２）業務従事者の構成」に示す団員を「アジア地域担当団員（3 名）」と「中南米地域担当団員（3 名）」の２つのグループに分けて、効率的な業務実施のため「7. 業務の内容」の「（２）第 1 次現地調査」及び「（４）第 2 次現地調査」を、両地域でそれぞれ下記の行程で実施することを想定している。

特に「7. 業務の内容」の「（４）第 2 次現地調査」については課題別研修の要望調査の実施時期（2016 年 7～8 月に実施予定）に合わせて、アジア地域及び中南米地域の対象国においてほぼ同時期に課題別研修の応募勧奨やセミナー等の実施を行う必要がある。

下記想定に沿ってプロポーザルにおいて業務行程及び見積を提案することを推奨するが、より安価に実施できる行程があればプロポーザルにおいて提案すること。

① アジア地域※

(i) 現地調査行程：（日本→）インドネシア→マレーシア（→日本）

担当団員：総括/水銀汚染対策 1、研修計画/意識啓発

(ii) 現地調査行程：（日本→）フィリピン→ベトナム→タイ（→日本）

担当団員：水銀モニタリング技術 1、研修計画/意識啓発

※「研修計画/意識啓発」団員については、(i)における業務実施後、日本に帰国し、(ii)における業務を実施することを想定している。

② 中南米地域※

(i) 現地調査工程：(日本→) ブラジル→ニカラグア (→日本)

担当団員：水銀汚染対策 2、研修計画 2/意識啓発 2

(ii) 現地調査工程：(日本→) ブラジル→パラグアイ (→日本)

担当団員：水銀モニタリング技術 2、研修計画 2/意識啓発 2

※ブラジルにおいて 3 名の団員（水銀汚染対策 2・水銀モニタリング技術 2・研修計画 2/意識啓発 2）で調査を実施した後、ニカラグア、パラグアイにおいてそれぞれ 2 名の団員で調査を実施することを想定している。なお、「研修計画 2/意識啓発 2」団員については、1 回の渡航においてブラジル・パラグアイ・ニカラグア 3 カ国での業務を実施する想定（例：ブラジル→ニカラグアの業務の後にニカラグアからパラグアイに渡航し、パラグアイにおける業務を行う）である。

(4) JICA 既往案件の活用

現在、ニカラグア及びパラグアイにおいて下記の技術協力事業を実施中であり、本調査の情報収集に当たっては同事業で作成・収集した資料、報告書等を積極的に活用すること。

- ・ニカラグア「水銀調査・分析能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）
- ・パラグアイ「ラプラタ川沿岸部の水銀モニタリング・環境対策支援」（個別専門家及び個別研修）

7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

(1) 第 1 次国内調査

ア) 対象国における水銀汚染状況及び水銀汚染対策に係る情報収集

文献調査等を通じて、以下の項目の情報収集及び現状の確認を行い、第 1 次現地調査での確認事項を整理する。

- ① 水銀排出量、汚染地域
- ② 政策・法制度（国家開発計画（5 カ年計画）等における位置づけ、基本・個別法、法執行のための細則・関連省令の有無、排出基準の有無）
- ③ 計画・個別事業に関する一般概況（担当省庁等による対策に係る計画・個別事業の有無、事業の実施状況・成果）
- ④ 組織体制（中央（担当・関連省庁）及び地方自治体の体制、中央政府と地方自治体の役割）
- ⑤ 他ドナー・NGO の取組

イ) 現地調査に係る質問票の作成

各国政府担当省庁や他ドナー等関係機関向けに英文で質問票(案)を作成する。作成した質問票(案)はJICA関係部署の確認後、関係機関へ送付する。なお、JICA事務所を通じて関係機関へ送付することが適当な国も想定されることから、送付方法についてはJICAと相談の上、決定すること。

ウ) 途上国への適用・展開可能性がある水銀モニタリングを含めた水銀対策に係る日本の技術に関する情報収集

今後の民間連携スキームを活用した事業の可能性も念頭に起きつつ、途上国へ適用・展開可能性のある或いは適用・展開済の、水銀モニタリングを含めた水銀対策に係る本邦企業が有する技術について情報を収集・整理する。

(2) 第1次現地調査

ア) 対象国における水銀汚染状況及び水銀汚染対策に係る情報収集・現状確認及び課題の確認

上記「(1) ア)」で収集・分析した情報に関し、「(1) イ)」で作成した質問票を元に現地調査において収集・分析済の情報確認及び収集出来なかった情報の追加収集を行う。情報収集等の結果を踏まえ、水銀汚染対策における課題を確認する。なお、「(1) 第1次国内調査」の中で「(1) ア)」で指定した調査項目以外に調査すべき事項が明らかになった場合には、JICAと協議した上で、「(1) イ)」の質問票に含めると共に、現地調査において情報収集等を行うこと。

(3) 第2次国内作業

ア) 課題別研修「多媒体水銀モニタリング能力向上(案)」の研修計画(案)等の作成

「(1) 第1次国内調査」及び「(2) 第1次現地調査」で収集した情報を元に研修概要案の修正・追加を行う。合わせて、研修概要案をより詳細化した研修カリキュラム案を作成するとともに、「研修実施体制案」として本研修全体の管理を行う「研修委託機関」及びカリキュラム案で提案された各講義・実習・視察を担当する「研修実施機関(組織または個人)」の候補を複数提示する(研修委託機関及び各研修実施機関へのコンタクト及び内諾取り付けは不要)。合わせて調査対象国において課題別研修スキーム以外の協力案についても検討を行う。

イ) プロGRESSレポートの作成

第1次現地調査の結果を踏まえ、研修計画・内容(案)への追加・修正提案、対象国における水銀汚染対策に係る課題等をPROGRESSレポート(案)に取りまとめ、JICA関

係部署に対し説明し、内容の了承を得る。

(4) 第2次現地調査

ア) 水銀汚染対策に係る日本の知見・経験及び課題別研修の紹介を目的とするセミナーの実施

それまでの国内・現地調査結果等をもとに、水銀汚染対策に係る日本の知見・経験及び課題別研修（「水銀に関する水俣条約批准に向けた能力強化」及び「多媒体水銀モニタリング能力向上（案）」）の紹介を目的として、関係省庁や学術機関等の有識者に対してセミナー（1日）を各対象国において実施する。セミナー開催にあたっては、関係者や日本からの有識者招聘に係る現地での調整、セミナー開催に必要な会場の確保、広報活動、会場設営、配布資料印刷、セミナー当日の会議運営及びセミナー実施報告書の作成業務が想定される（日本から有識者を招聘する場合の講演の正式依頼は JICA にて実施予定）。セミナー開催の時期、内容については、JICA 及び関係機関と事前に綿密な調整を行った上で決定すること（セミナー実施に係る経費は、1ヶ国当り各セミナー500千円とし、一定額4,000千円（8ヶ国分）を見積額として本見積りに計上すること）。

イ) 課題別研修への応募勧奨

課題別研修「水銀に関する水俣条約批准に向けた能力強化」及び「多媒体水銀モニタリング能力向上（案）」の課題別研修の要望調査（2016年7～8月頃）において対象政府から十分な数の要請が行われるように、対象各国 JICA 事務所とも調整しつつ、水銀対策の担当省庁及び国際協力窓口機関等の課題別研修要望調査担当機関に対して応募勧奨を行う。

(5) 第3次国内作業

ア) ファイナルレポートの作成

これまでの調査結果を整理し、ファイナルレポート（案）として取りまとめ、JICA 関係部署に対し説明し、内容について了承を得る。

8. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する調査報告書等は以下のとおりであり、JICA 地球環境部に提出する。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ア) プロGRESSレポート (PR) | 和文2部、英文2部、電子データ (6月下旬) |
| イ) ファイナルレポート (FR) | 和文2部、英文2部、電子データ (8月下旬) |

(2) 報告書の作成・印刷仕様

- ア) ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
- イ) ファイナルレポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」のとおりとする。

(3) 収集資料

現地調査時に収集した資料、(再委託を行う場合)再委託先レポート及びデータは分野別に整理してリストを付し、電子データ化した上で JICA に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。

(4) 議事録・写真

現地調査時に撮影した写真(各 15 枚程度、調査した現場の写真を含めること)、訪問先との議事録の主要なものをファイナルレポートに補足レポートとして添付する。

(5) コンサルタント業務従事月報

調査業務日誌を添付したコンサルタント業務従事月報を翌月 15 日までに JICA 地球環境部に提出する。

(6) 報告書作成にあたる留意点

- ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- イ) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- ウ) 本業務の最終報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICA との協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱うこととする。

4. 配布資料

課題別研修「水銀に関する水俣条約批准に向けた能力強化」の研修概要（案）及び「多媒体水銀モニタリング能力向上（案）」に係る研修概要（案）

5. 現地再委託

本業務においては、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等を再委託して実施することを可とするが、現時点で再委託を想定している調査項目はない。再委託により経済的かつ効率的に業務を実施できる項目が想定される場合、プロポーザルにて提案することを認める。

コンサルタントはプロポーザルにおける作業計画、要員計画、業務従事者ごとの分担業務内容の提示に際し、現地コンサルタントから調査補助の役務提供を受けることを想定する工程、内容を明記すること。

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

6. 見積に係る留意点

(1) 別見積：特段なし

(2) セミナーに係る経費

セミナー実施に係る経費は、各セミナー500千円とし、一定額4,000千円（8ヶ国分）を見積額として本見積に計上すること。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、各JICA事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

8. 不正・腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上